

○印西市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月 4 日 条例第30号

改正

平成31年 3 月 22日 条例第10号

令和 5 年 6 月 27日 条例第16号

印西市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
第72条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、印西市子ども・
子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第72条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第
2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）

(2) 市内の事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援
をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 公募により選出された市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その
職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、
意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めるこ
とができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成31年3月22日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。